

部落差別をなくすために

- ①先祖の身分にこだわることなく、自由に意見が言い合える環境をつくり交流を進めていく。
- ②「同和行政」「同和教育」などの特別扱いをなくし、「同和」の名による行政や教育の一切をやめる。
- ③「部落は怖い」などの新たな意識を生み出す「確認・糾弾」をやめさせ、「同和タブー」をつくらない。
- ④地域社会で人権が尊ばれ、人間相互の連帯を促進して、住みやすい地域をつくっていく。



兵庫県高砂市広報（2008年10月1日発行、No.763）より

■学校が教えるマイナスイメージ

今日では部落問題を「学校の授業で知った」というのが40代以下では過半数です。その結果、「学習経験を積むほど、『就職差別や結婚差別は将来もなくすることは難しい』という悲観的な意識が広がった」と報告されています（大阪府民意調査2010年）。

国が同和対策事業を終わらせた理由の1つに、行政が特別対策を続ける限り、「あそこは特別」という市民の意識が続くことがあります。学校教育も同じではないでしょうか。「部落問題学習」をする学校では「差別は今もある」というだけで、部落問題は解決に向かって進んできたという希望ある事實を教えていません。

「部落差別解消推進法案」に反対です (2016年6月1日衆議院本会議継続審査議決)

差別解消が進む中で

同和対策特別法が終結してから14年が経過しています。部落差別の解消は進みこそすれ、実害ある差別が増加しているという事実はありません。立法事実としているインターネット上の差別書き込みは、ネット環境の急速な進展で増加していますが、具体的な差別事象との因果関係は明らかではありません。法務省人権擁護局の統計調査でも同和問題に関する侵犯事件は全体の0.6%に過ぎず、悪質として「説示」したのは2件（2015年次）で「悪質で深刻な差別」の実態があるとは言えません。

部落差別の定義なし

部落差別解消推進法案には「部落差別」の定義がありません。定義がない以上、「これは部落差別だ」と誰かが主觀的に認定すれば、際限なく濫用できます。また、「理念法」だといいますが、国と自治体に対策を講じることを求めていましたから、「解同」（部落解放同盟）などが求めている同和対策事業の復活・利権あさりに道を開くものです。

実態調査で身分あばき

第6条には「部落差別の実態に関する調査」を行うとあります。国民的融合・社会的交流が進み人びとが流動化している今日、どのようにして調査するのでしょうか。再度「部落」を線引きし、「部落」外にいる人を追いかけて身分あばきを恒常的にするのでしょうか。

差別をなくすには

「『部落差別』は存在する。どうするんだ」という声があります。私たちも一部心ない人の行為が今なお存在していることを否定していません。しかし、いまや「差別はいけないこと」は社会的通念です。差別する人がいても周りの人たちが「それは良くないこと」と諭していくこと、法律をかざして押さえつけるのではなく、「なぜ差別するのか」「なぜ差別が良くないのか」を話し合い合意していくことが重要です。「解同」などによる「差別」確認糾弾闘争の結果のごとく「口をつぐむ」ことでは真の解決になりません。

必ず廃案に

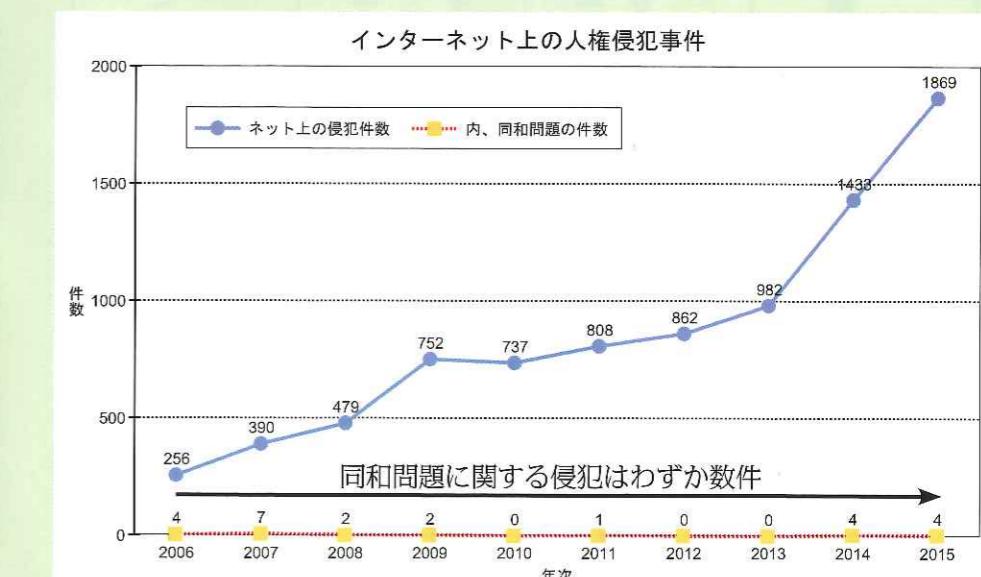
これまで多くの人々が努力してきた部落問題解決の到達点を無視し、この流れに逆行するとともに、国民の言論表現監視を狙う法案・「部落差別」固定化法案を必ず廃案にしていきましょう。

部落問題解決の道筋

部落問題は対話を基本に解決できる時代 ～憲法の人権条項を活かして～

法務省の調査・統計によると、インターネットによる人権侵犯事件は、ネット環境の急速な普及などにより受理件数が増えていますが、その内の同和問題はきわめて少なくわずか数件です。

悪質で深刻な実態があるとは言えないのではないかでしょうか。



法務省統計「件名別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」より作成

2016年8月25日発行

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

〒116-0003 東京都荒川区南千住2-16-6

TEL (03) 5615-3395 FAX (03) 5615-3396

<http://zjr.sakura.ne.jp/>

部落差別とは

部落差別とは、先祖が封建時代に賤民身分だったという理由で受ける差別をいいます。

「女性」「障害者」「外国人」などの差別は、『違い』を認め個人の人権を尊重することで、差別を克服していきますが、部落差別は、市民として『同じ』扱いにすることで、差別を克服していくという違いがあります。

「特別扱い」をしないことが、部落問題解決の道筋です。

どうなれば部落問題が解決したといえるのでしょうか

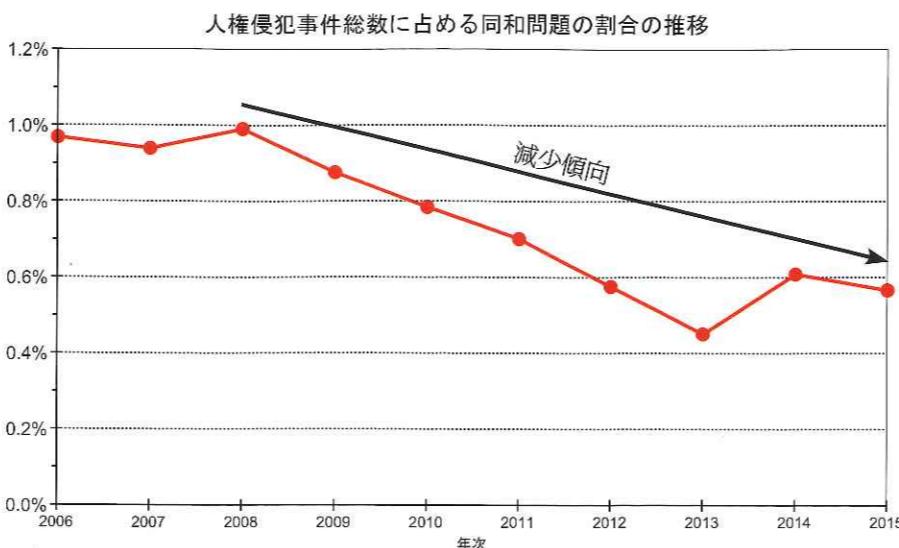
④	③	②	①
連帯・融合が実現されること	部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる問題状況が克服されること	部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもどづく言動がその地域社会で受け入れられない状況がつくりだされること	部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること
① 33年間で同和事業費（国・地方）約16兆円（推定）を投入 ②当事者の努力はもちろん、市民、行政、教育等の国民的努力 ③基本的人権の憲法理念の定着			

いまは

かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展しました	住民の間で歴史的後進性が薄れ、部落問題解決の主体が形成されています	旧身分にかかわる差別は大幅に減少しています	周辺地域との生活上にみられた格差は基本的に解消されました
---	-----------------------------------	-----------------------	------------------------------

根深い差別の実態があるのでしょうか

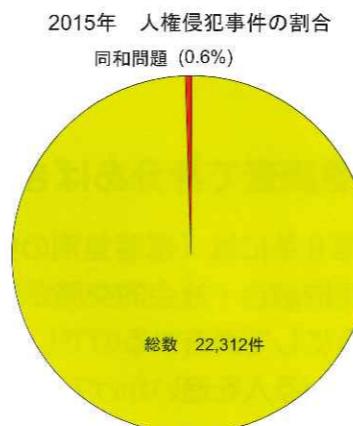
■同和問題に関する差別事象は減少



法務省の統計調査によると、ここ10年、人権侵犯事件受理の総数はほぼ横ばいですが、同和問題は件数・率ともに減少傾向にあり、2015年は全体のわずか0.6%に過ぎません。

新たな法をつくり国や自治体が対策を講じなければならないほど深刻な実態はありません。

上記グラフはいずれも、法務省統計「件名別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」より作成

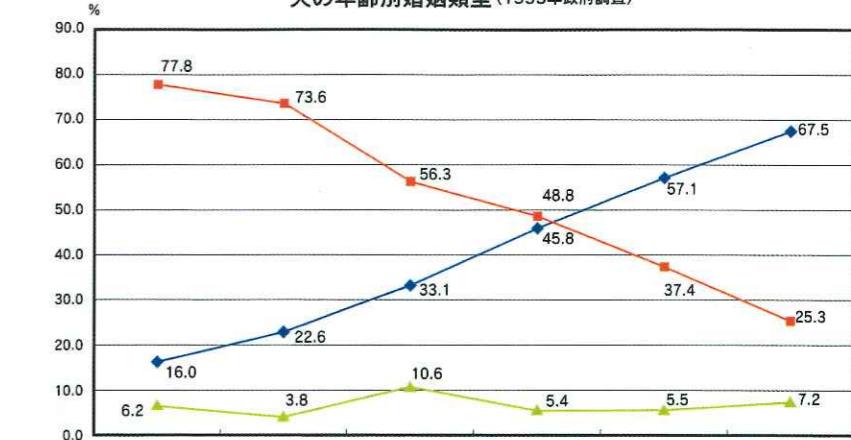


■結婚差別も大きく減少

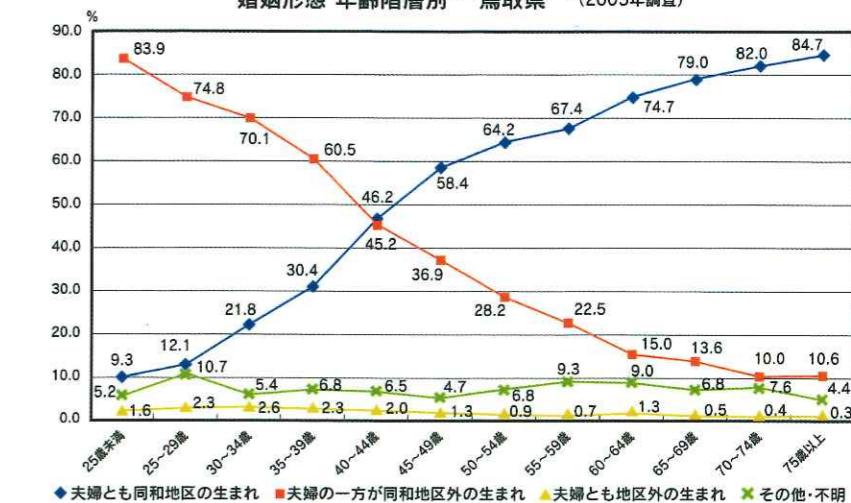
「最後の越えがたい壁」（1965年政府審議会答申）といわれた結婚差別も大きく減少し、地区内外融合の結婚が圧倒的多数です。

広域的な実態調査は、管轄の限り、今は1993年政府調査を最後に、地方では、2005年の鳥取県を最後に行われていません。調査を必要としないほどに差別は解消したことを表しています。

夫の年齢別婚姻類型（1993年政府調査）

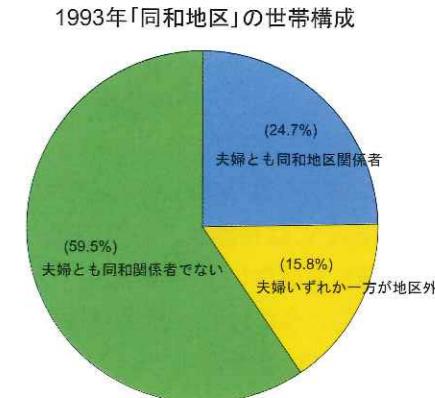


婚姻形態 年齢階層別—鳥取県—（2005年調査）



■部落が部落でなくなる

同和対策事業の対象地区（現在は存在しません）は、23年前の政府調査ですら「夫婦とも同和地区関係者」24.7%、「夫婦いずれか一方が地区外」15.8%、「夫婦とも同和関係者でない」59.5%です。6割が旧身分に關係のない人びとが生活しており、「同和地区」そのものが崩壊しています。



「平成5年同和地区実態把握等調査報告書」より作成